

## 東串良町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 6,510	千円 7,174,199	千円 168,505	千円 904,598	% 12.60	% 12.40

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和5年度	人 80	千円 313,601	千円 40,664	千円 131,316	千円 485,581

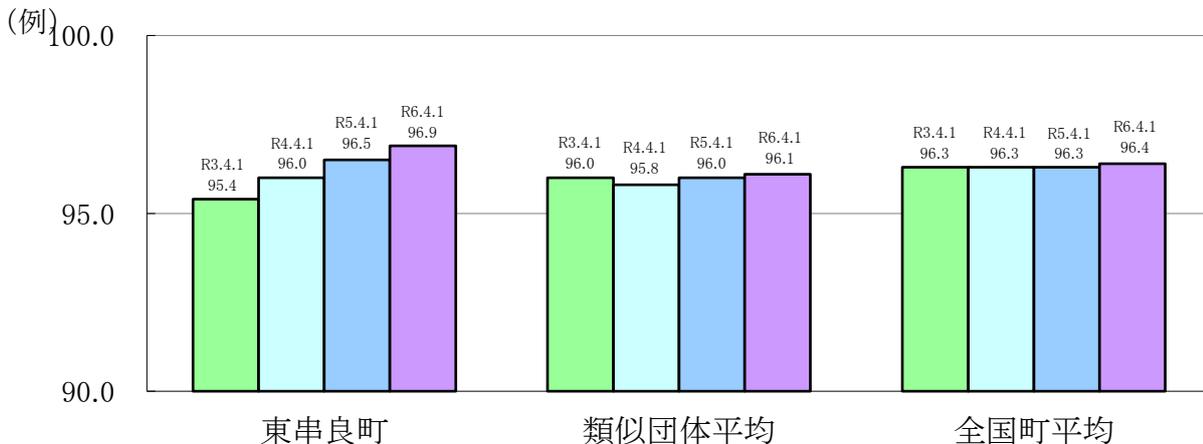
(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
6,069千円	千円 5,662

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定0年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と職員構造が異なるため。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率) %		
令和6年度	円	円	円 (%)	%	%	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数) )		
令和6年度	月	月	月	月	月	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、2級12号まで据え置きとし、高齢層については最大4%の引下げ、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

特になし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
東串良町	38.7 歳	302,118 円	335,973 円	319,287 円
鹿児島県	43.3 歳	313,600 円	392,834 円	344,584 円
国	42.1 歳	328,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.4 歳	303,923 円	349,117 円	332,627 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
東串良町	43.5 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うちその他技能労務職	43.5 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
鹿児島県	57.0 歳	161 人	314,500 円	357,110 円	334,349 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	52.4 歳	3 人	282,019 円	308,976 円	296,521 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東串良町	— 円	— 円	—
うちその他技能労務職	— 円	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		東串良町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,700円	196,200円
	高校卒	166,600円	167,100円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	174,200円	—
	中学卒	147,100円	155,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

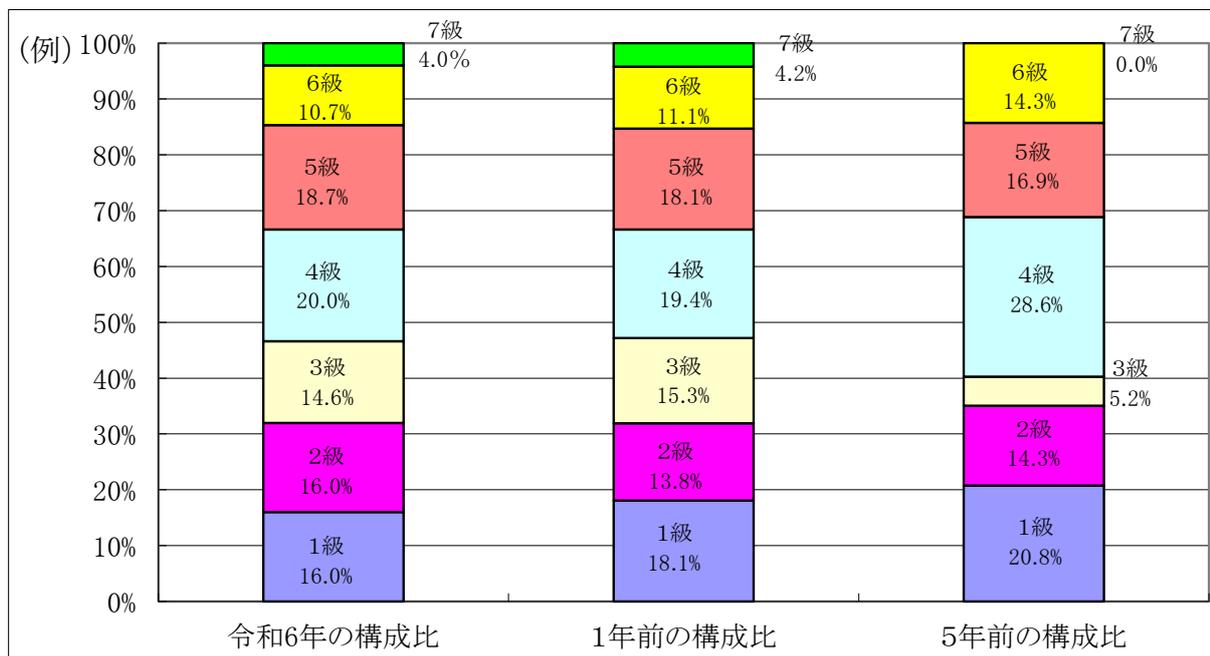
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,500円	341,100円	377,700円	395,100円
	高校卒	238,900円	321,100円	371,700円	381,400円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円
教育職	大学卒	—円	—円	—円	—円
	高校卒	—円	—円	—円	—円
〇〇職	大学卒	—円	—円	—円	—円
	高校卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

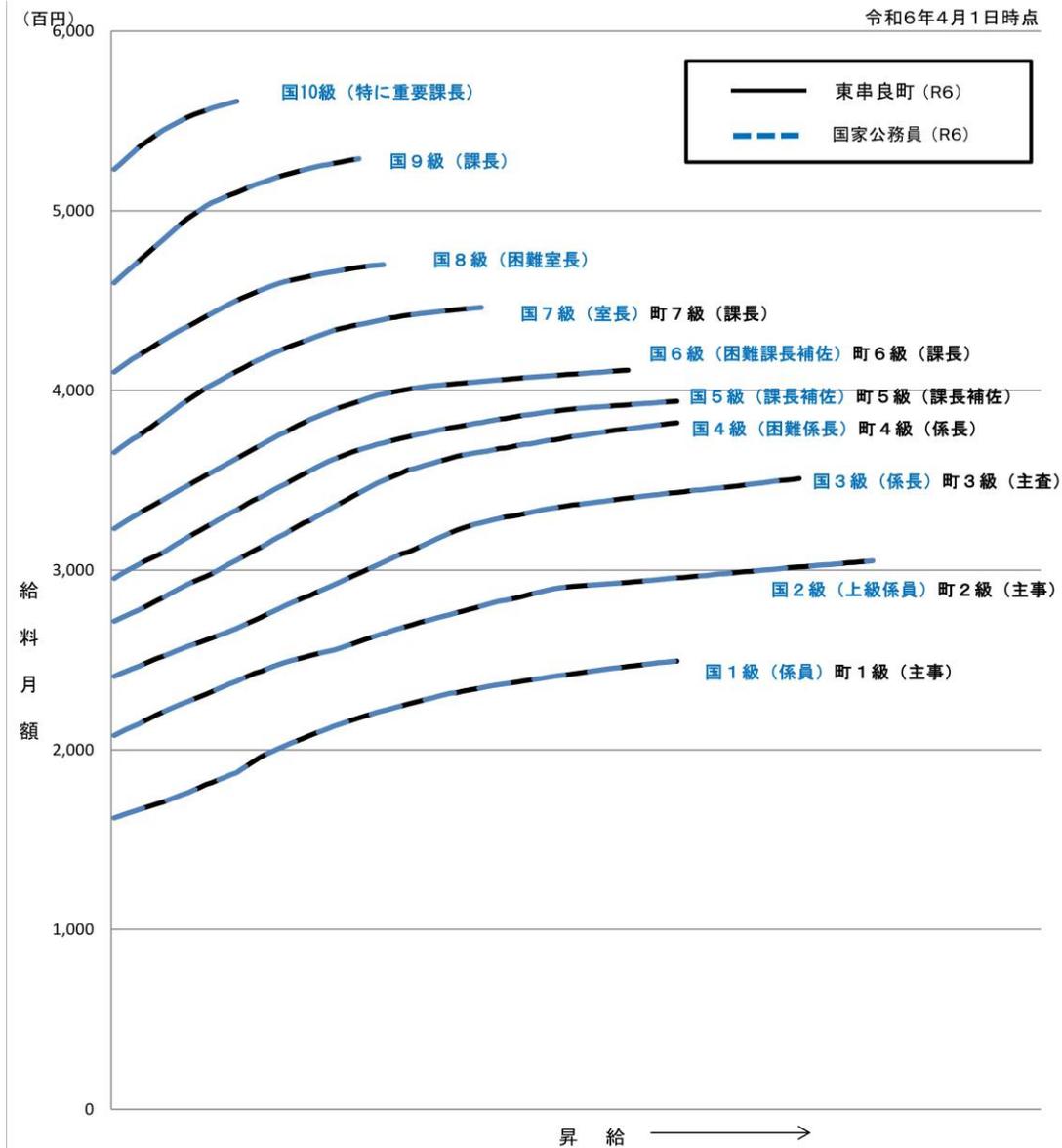
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事補 2 主事	12人	16.0%	162,100円	249,400円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事	12人	16.0%	208,000円	305,200円
3級	主査の職務	11人	14.6%	240,900円	351,000円
4級	1 主幹の職務 2 係長の職務	15人	20.0%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐又は次長の職務	14人	18.7%	295,400円	394,000円
6級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局の長（以下「課の長」という。7級に掲げる課の長を除く。）又は参事の職務	8人	10.7%	323,100円	411,300円
7級	特に重要な業務を所掌する課の長で、町長が定める課の長の職務	3人	4.0%	410,300円	470,000円

- (注) 1 東串良区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（東串良町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

東串良町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,447千円	1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,600千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(東串良町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

東串良町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 0円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(○年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(○年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（〇年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（〇年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（〇年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (〇年度決算)	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千円	日額〇〇円
〇〇手当			千円	1件当たり〇〇円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	14,472千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和4年度決算）	192千円
支給実績（令和4年度決算）	14,195千円
職員1人当たり平均支給実績（令和3年度決算）	184千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円 ・22歳までの子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・扶養親族のうち16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	同じ	-	13,483千円	328,853円
住居手当	借家(家賃月額16,000円を超える場合に限り) ・家賃月額27,000円までは 16,000円との差額 ・家賃月額27,000円を超える場合は超える額の1/2(限度額17,000円)に 11,000円を加えた額	同じ	-	5,883千円	245,125円
通勤手当	交通機関等利用者運賃額に応じ55,000円を限度に支給 ・自動車等利用者 2 km 以上 5 km 未満 2,000円 ・5 km 以上距離に応じて 4,100円から31,600円	同じ	-	2,447千円	46,169円
管理職手当	管理又は監督の地位にある課長 6級 35,000~30,000円 7級 40,000~35,000円	異なる	支給単位	4,920千円	378,461円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	759,000円 ( ) 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 843,000円 / 355,000円
	副 市 町 村 長	594,000円 ( ) 円)	700,000円 / 434,000円
報 酬	議 長	306,000円 ( ) 円)	337,000円 / 230,000円
	副 議 長	248,000円 ( ) 円)	280,000円 / 182,000円
	議 員	227,000円 ( ) 円)	250,000円 / 165,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.30月分 (15%加算措置あり)	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.30月分 (15%加算措置あり)	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 759,000×在職月数÷12ヶ月×5.0 15,180,000円 任期ごと 594,000×在職月数÷12ヶ月×2.8 6,652,800円 任期ごと	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

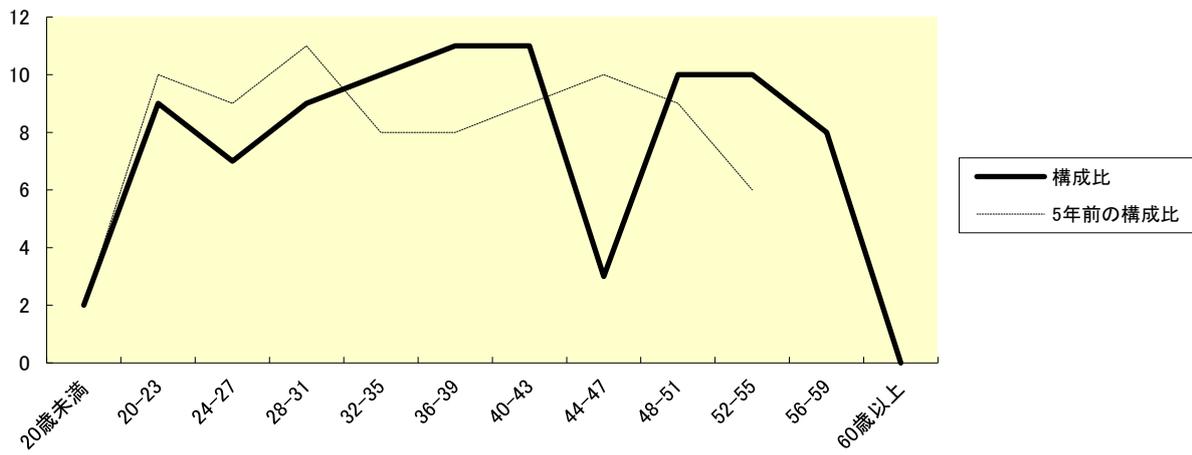
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		職員の派遣に伴い、所属を他課から総務課へ変更したための1名増 再任用時短勤務職員から職員へ変更したための2名増
		総 務	25	26	1	
		税 務	6	6		
		民 生	7	8	1	
		衛 生	6	6		
		農 林 水 産	18	19	1	
商 工 土 木	1	1				
	計	70	73	2	<参考>人口1万当たり職員数 102.47人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 138.85人)	
	教育部門	10	10			
	消防部門					
	小 計	80	83	3	<参考>人口1万人当たり職員数 117.77人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 166.13人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道	2	2		一部業務委託による減・育児休業職員復帰の伴うによる部署異動のため減	
	そ の 他	8	7			
	小 計	10	9	△1		
合 計		90 [ 95 ]	92 [ 95 ]	2 [ ]	<参考> 人口1万当たり職員数 136.12人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	7人	9人	10人	11人	11人	3人	10人	10人	8人	0人	90人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	71	71	69	67	70	73	2(2.8%)
教育	11	10	11	10	10	10	△1(△9.1%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	82	81	80	77	80	80	△2(△2.4%)
公営企業等会計計	9	10	9	12	10	9	0(0%)
総合計	91	91	89	89	90	92	1(1.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

**7 公営企業職員の状況**

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 97,404	千円 0	千円 8,041	% 8.26	% -

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 2	千円 5,930	千円 315	千円 1,796	千円 8,041	千円 4,020	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項  
 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東串良町	33 歳	247,087 円	358,169 円
団体平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円
事業者	- 歳		- 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東串良町（水道事業）	東串良町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 898 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,447 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

東串良町（水道事業）	東串良町（一般行政職）
支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 - 千円	（支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 15,796千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千円	月額〇〇円
〇〇手当			千円	1件当たり〇〇円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給実績（令和5年度決算）	千円
支給実績（令和4年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給実績（令和4年度決算）	

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円 ・22歳までの子 10,000円 ・上記以外の扶養親族6,500円 ・扶養親族のうち16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	同じ	-	- 千円	- 円
住居手当	借家(家賃月額16,000円を超える場合に限り) ・家賃月額27,000円までは16,000円との差額 ・家賃月額27,000円を超える場合は超える額の1/2(限度額17,000円)に11,000円を加えた額	同じ	-	- 千円	- 円
通勤手当	交通機関等利用者運賃額に応じ55,000円を限度に支給 ・自動車等利用者 2km以上5km未満2,000円 ・5km以上距離に応じて4,100円から24,500円	同じ	-	- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある課長 6級 35,000~30,000円 7級 40,000~35,000円	異なる	支給単位	- 千円	- 円